宇治市政
宇治市機関
発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治妙楽160の1
発行人　奥山政一

宇治市住民登録人口
（8月末）

世帯数	10､194世帯
人口	46､265人
男	25､069人
女	21､196人

任期最終の機会として
市民の皆様へ御挨拶

市長　池本甚四郎

歳月の歩みは今更に早く、私の任期も来る十一月四日を以て終り、本紙も本号を最終とすることゝなりましたので、紙上御挨拶申上たいと思います。新任の当初或いは途中で失礼するかも知れぬとさえ思っていたこともありましたのが、到々この終まい迄参った次第です。その間の皆様の御理解と御援助を深く御礼申上ます。

◇

遠くから、或いは近くとも外側から御覧になって、一々のことの実際を御知り願えず、その間色々と御心配や御不快や又御憤満を感じさせたであろうことを先づ誠に恐縮致します。唯然し何と申されようと私としては及ばずながら、出来る限り市政回復に努力丈はして参ったつもりです。

勿論それには市会各位、又市民の皆さん、府、中央各位、衆参議諸氏等々の非常な御蔭に依ることは申す迄もありません。

◇

過去四年の回想を、極く略述することをお許し願いますならば、新任の二十九年十一月その月既に足下に五百万円の不足、翌十二月の年越しが二千万円、新三十年の一月が三千万円とそれ〳〵金繰り不足で転手古舞しました。そしてその年度末即ち三十年三月三十一日の市会最終日に、文字通りの自己再建案の議決を得ましたが、斯様の苦難も三十年度丸一年間が頂上で漸次薄らぎ三十一年度末即ち暦では三十二年三月の最終追加更正予算で、翌四月の平等院落慶奉賛行事を目標に、断然積極性市政に転進し、引続き三十二年度及この三十三年度も赤字解消と併行しつゝこの方針を持続し得た次第であります。その総決算として、この三月末日の三十二年度決算に於て、赤字は曽ての総額約一億円中約七千万円を解消して、残額三千二百万円（予定より千五百万円出来越し）となりました。一方に純投資約事業は最少の三十年度の千三百万円から三十二年度は七千万円に、この三十三年度は当初予算に八千万円、最近の第四回追加の小さい多数工事を目標とする二千万円を含んで一億円迄に計上し得ました。その間別に庁内風紀や費消事件、料理屋行等の風説に付て、余り人様の口の端に乗ることも無く参り得まして、先づ〳〵一通りどうなり参りましたことを心秘かに自ら慰めて居る次第であります。

◇

然し随分と批判を浴び、言説を蒙りましたことは、不敏の致す処とお詫び申上ます。

最近の京都合併に付ては、特に皆さまに御心労掛け、これにも随分本意で無い風評を起して居りますのは手の廻り兼ねたことより生して居ることの多いのを幾重にもお断り申述べます。この件に付ては、問題の本筋資料を去る五日附本紙号外を以て、御覧を願いましたことゝ存じます。

こゝに本任期に別れるに臨み、皆さんの四ケ年の御理解と御助力を謝し、併せて御健勝を祈り、お礼の辞と致します。（十月五日記）

宇治京都合併で
高山市長が来宇懇談会
二十五日宇治茶業会館

宇治、京都両市の合併については、両市相方から慎重調査が行われていたが、高山京都市長は九月二十五日、松島助役はじめ、農政、観光、商工、建設の各局長ら幹部とともに来宇、宇治川添い観光地帯を視察の后、茶業会館に集った宇治市民間代表の懇談会に出席した。

当日宇治市の民間代表として、家永光章（文化協会長）山本英治（塔の島繁栄会）細谷福太郎（宇治バス社長）森本茂（観光協会副会長）木田辰生（酒類食料品販売）藤井治（商工会議所専務理事）森本清（宇治旅館組合長）伊藤久三（平等院繁栄会長）宮城敏夫（平等院住職）佐久間淳一（茶業前助役）上林春松（茶業協会宇治支部長）小山政次郎（小倉茶業）杉本良吉（東宇治府茶協理事長）奥村順三（宇治農協参事）竹本真造（東宇治農協参事）熊木治夫（槇島農協）松本治一郎（市森林組合参事）小山卯三郎（市酪農組合長）畑政治（宇治川漁業組合理事）西川国雄（大久保農協参事）入江甚之助（茶業）堀井信夫（茶業）

―敬称略―

の各氏と、池本市長、和田議長が出席、賛否それ〳〵に熱心な質疑応答が交わされ、意見が交換された。

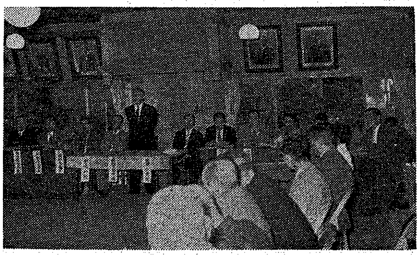

＝秋雨の宇治川畔に＝
茶まつりの賑わい

今秋の茶まつりは、一日から五日まで、種々の行事が茶と観光の町宇治にふさわしく

第一日製茶記念碑供養、茶業振興懇談会、**第二日**茶業研究所公開、**第三日**観光宇治臨地講演森京都博物館嘱託、**第四日**宇治茶宣伝カーニバルそして最終の**十月五日**は、興聖寺の茶祭式典では、茶壷切（堀井信夫氏）献香（不審庵）献茶（今日庵）あって栄西明恵等宇治茶の先覚を追慕した。

あいにく秋雨にかゝわらず煎茶船、俳句会、茶香服などの行事に集まる人で宇治川一帯は未曽有の賑わいでこの模様はNHKテレビや、朝日放送により放送された。

写真
上、興聖寺の茶祭式典
中、宇治川に煎茶船を浮べる
下、京都市役所前で宇治娘が茶摘踊をくりひろげる

市議会
九月定例
市議会終る

九月定例市議会は去る九月二十七日開会した。

第一日二十七日、午後二時開会、まづ監査報告、各種陳情をうけ、

一、会期を八日間と定め、
一、大和田公会堂並びに敷地の寄附受納
二、昭和三十二年度宇治中学校建築費の年度末未完了部分の事業費才出予算を、翌年度繰越し専決
三、宇治小学校校舎新築工事請負契約を締結
（鉄筋コンクリート三階建、二〇九坪金一、〇四〇万円）可決
四、宇治市教育委員会委員に中西太一郎氏任命の同意と決定

以上それ〳〵可決し、続いて宇治市才入才出第四回追加更正予算を上程、市長より提案理由の説明があって、議案熟続のため午后五時四十分散会した。

第二日十月一日、午后三時休会明け再会、

一、昭和三十三年度宇治市才入才出第四回追加更正予算案　可決
二、追加更正予算に伴う財政再建計画の一部変更　可決
三、請願六件の内
㈠、菟道幼稚園々舎の新築請願
㈡、菟道小学校に鉄筋建講堂兼本館建築についての請願
㈢、東宇治中学校移転の請願
以上教育民生委員会に審議を附託
㈣、大竹地区水道延長敷設方についての請願は、建設委員会に審議を附託
㈤、宇治市京都市即時合併保留についての請願
㈥、宇治、京都両市合併促進に関する請願

右の二請願については、総務委員会に審議を附託した。

尚目下継続審議中の諸請願についても引続き審議することに決定した。

第三日、十月二日一般質問に入り

一、京都宇治両市合併について
一、市財政について
一、菊池前総務課長記念品料について
一、都市計画事業について

等各種の質問に対し市長より詳細なる回答があった。

尚当日京都市宇治市の合併予備調査についての決議及び市長不信任案が上程されたがいづれも否決となった。

追加予算の主な事業としては

一、国鉄黄檗駅敷地購入費	六〇万円
一、塔の川線改良工事	三〇万円
一、菟道小沿い善法線改良	一八万円
一、広野五丁目改良	四五万円
一、宇治六地蔵線舗装工事追加	一五万円
一、府失対事業負担金	一七万円
一、府道内畑線九ノ橋々梁及び府道三室戸黄檗線改良	七万円
一、巡礼橋々梁修繕	八万円
一、桜町下水道整備	三〇万円
一、小学校教材備品追加	二二万円
一、菟道幼稚園用地買収	一〇〇万円
一、大久保小敷地買収費追加	二五〇万円
一、東宇治中敷地買収費	一〇〇万円
一、菟道小講堂設計委託料	五〇万円
一、西目川公民館改造	四万円
一、小倉保育所復旧工事	一五万円
一、市営住宅建設費追加	一六二万円
一、ダンプカー購入	七五万円
一、共同製茶工場機械器具設備	六〇万円
一、炭山林道開設工事	二〇七万円
一、工場誘致奨励金追加	四〇〇万円
一、西導寺重要文化財保存庫建築費補助	一〇万円
一、中央公会堂建築設計委託料	五三万円

であって、財源としては、

地方交付税の新増加	一三八万円
市税固定資産税自然増	七〇〇万円

等をもってこれにあてた。

交通機関の検討

宇治市観光計画に対する意見書

=②=

米谷栄三

現在京都または大阪と宇治を結ぶものは、京阪電車のみであるが、中書島からの支線になるので、便利でない。現代人は性急であるから各駅停車を好まないし、乗換えももちろん嫌うから、京都大阪からそれ〳〵直通急行電車を望んでいる。琵琶湖遊覧のため、大阪〜大津直通急行電車が、いかに利用されているかを考えれば説明を要しないであろう。今直ちには無理としても、天ケ瀬ダムの完成の暁はそのようになることが期待される。もし大阪から宇治行直通電車があれば、大津の行楽客の多くを宇治に招き、宇治から大津までは湖上遊覧船と、瀬田川沿いのバスで、さらに大津から大阪へ直通急行電車、あるいは京都から特急で大阪へ帰れるようになり、利用者は著しく増えるであろう。

天ケ瀬湖上の遊覧船は既得権の問題もあると思われるが、宇治市営とすれば、市の財源をうるおすことになるであろう。さらに後述の遊園地計画が実現すれば、観光客の足をとめることも大いに期待される。

以上に述べた鉄道の他に、今后は道路交通に大いに依存しなければならないから、京都〜宇治を結ぶ道路の整備が待たれる。その一つとして、京都〜山科〜六地蔵〜宇治のバス路線も極めて必要である。

醍醐、万福寺平等院を結ぶコースは古代文化遺産に関心をもっ人達にとって、全く手ごろな一日行程である。醍醐〜万福寺〜平等院のみでは余りに地味すぎるとすれば、醍醐に午前中を過し、午后は宇治川ラインを遡るのも天ケ瀬ダムの完成とゝもに容易になるであろう。このため上記のバス路線は天ケ瀬まで延長する必要がある。

宇治市に多くの観光客を招くためには、宇治市の魅力を増すとゝもに、途中の乗換えをできる限り少なくすることが大切なことである。

最近古代遺産に関心をもつ若い層の人達が意外に増えてきている。

この人達は、「観光ずれ」してしまった観光地を飽き足らなく思っている。

現在わが国に残っている古代、中世の文化遺産はなんらかの形で宗教すなわち仏教に関係している。

しかし現代のわれ〳〵は、その宗教文化財を宗教的見地から見ることは不可能になっているといってよいであろう。これはわが国の宗教的雰囲気および宗教が我々の生活の中に取り入れられている程度から考えても、まことに尤もなことといわねばならない。現代人はかっての仏教文化財を美術史の中における美的対象として眺めている。そうである以上、我々は古代、中世の文化遺産の中に現代の感覚で理解できる美しさを求めている。現代の美的感覚とは近代性という言葉で代表される明るさ、合理性と言えるであろう。日本の文化遺産を古い考え方で宗教的雰囲気と結びつけようとする限り近代性は感じられない。それゆえこれらの文化遺産は明るい自然の中に配置されてこそ観光価値を持って来るものである。

醍醐〜宇治の観光ルートはこの条件によく適合しているといえる。静かな自然の中に残された醍醐〜宇治の文化遺産は観光ずれしていないし、かつ青年層を招くだけの条件をもっているのであるから、将来京都〜醍醐〜宇治〜天ケ瀬のバスルートの充実が望まれる。

ハイキングコース計画

琵琶湖〜宇治を結ぶ宇治川ラインは、美しい緑に恵まれ乗物の便利もよく、またその乗物が変化に富み、家族連れで楽しむことの出来るコースとして広く利用されている。

将来天ケ瀬ダムができると湖が宇治川ラインに比べ著しく幅の広いものとなり、モーターボートの通う距離も大となるので、全体の所要時間は少なくなるであろう。乗換えに費す時間が減るからである。時間は短かくなるが、景観は変化に富んで魅力を失うことはないと思われる。それにしてもモーターボートで走る延長が大となるので、途中の寄港地点を多くして湖畔の随所で飯ごう炊さんのできるコースにすること、また自動車の通らない起伏に富んだ道を作り安全なハイキングコースとすることが望ましい。こうして任意の場所で食事したり、自分の体力に応じて歩くことを楽しみ得るコースとすることが出来よう。

もし宇治市東北の喜撰山にバンガローあるいは簡易宿泊施設を設けて軽い登山コースとすれば、このコースは一泊のハイキングコースとなるであろう。宇治市との標高差約三五〇Mは土曜日午后から日曜へかけての気軽なハイキングコースとなる。このバンガローは野趣に富んだものにすることが望ましいが、健康的な明るい施設とし、不健全な男女に専用されない注意が必要である。（この項については山上に適地があるかどうか踏査していないので机上案の域を出ない。もし飲料水などに困るようならば実現は困難であろう）もしこのような施設ができて家族連れの一泊ハイキングコースとしてその価値が認められるようになれば、京都、大阪からの利用客は週末を楽しむことができるであろう。

（京大工学部教授）

宇治市長選挙
議会議員補欠選挙
10月30日執行予定

宇治市選挙管理委員会では、任期満了による宇治市長選挙及び二名欠員中の市議補欠選挙を

十月二十日告示
十月三十日執行の予定です

一、投票用紙は市長選挙用は黒文字刷
二、市議補欠選挙用は赤文字刷の予定です

体育について

学校教育の問題点④

今まで三回にわたり学校教育費の概要について、記したが、その細部は、更にほり下げるとして、今回は特に体育について記したいと思う。各教科の勉強は、大切に違いないが、体位、体育についても、もっと注意を払って頂きたいためである。通信簿を見て学科の点数だけを気にしないではしい。

過去において、学校の体育施設に市費を投じたものは、僅少である。大半が寄附によったものである。こゝにも問題点がある。私は、かねてから此点を主張したが、昭和三十二年度末に各校バックネットの新設と修理に、四十九万円の予算追加が認められ施行したのは、劃期的なものである。問題は、学校側にもある。

こうした観点から特に宇治久世地方の小学校を通じて、唯一人の体育委員を府教委から任命されている古池二己雄先生（槇島小学校教頭）にお願いして次の一文を寄せ頂いた。是非熟読頑味して頂きたい　（松井学校教育課長）

宇治市内小学校（八ケ校）、中学校（三ケ校）の本年度児童生徒の体位の統計結果が市教委により作成された。（別表第二）昨年までの統計結果（昨年まで宇治久世地方として集計）がないので、継続的な比較が出来ないのが残念だが、戦前最高の発育を示した昭和十四年度全国平均と較べると、昭和二十七年頃までは戦争の影きようにより低下していた、本地域の学童生徒の体位も、完全に回復し、まさに躍進的であると云えると思う。

しかし、一作年（昭和三十二年度）の全国平均と較べると、本地域では一部学年を除き、胸囲が稍劣ている様に思われる。このことは山城地方児童生徒の体位の共通した缺かんであるらしい。今ここでその原因を話し結論ずけることは　勿論不可能なことであり、今后の課題としてあらゆる角度から探究する必要があると思うが、一般的に云えば　宇治市内の児童生徒の体位は、雨雪の多い丹波丹後地方に較べ、比較的良い気候に恵まれている乙訓、南桑と共に良好であると云っていゝのではないかと思う。しかし決して安心は出来ない。昭和三十年西独から来日したケルン体育大学長のカール、デイーム博士の話によると、ドイツの学徒は最近十五ケ年間に、身長に於て12−13糎高くなっている。しかも、これはドイツばかりの現象でなくスイス、スエーデン等の数ケ国の調査に於ても、同様であるとのことで、カ博士は結論として、「この現実は、二十世紀の文化の影きょうによるもので、各国民に見られる傾向であろう。」と云っておられる。日本の中学生の身長は、十数年間に伸びたといっても、5−7糎程であると云われているが、欧米の中学生は10糎以上も伸びているのである。手ばなしで私達国民も喜んでいられないのである。身長は形態的な発達の一例に過ぎないが、もと〳〵欧米諸国に較べて劣っている日本国民の体位を、どうしたら、彼等の水準まで向上発展させ得るか、体育科（保健）は、この問題に直結して、努力しなくてはならないと思う。話が横にそれたが、宇治市内小中学校の体位の統計結果を参考に、各学校が現実に児童生徒の体位はどんな状態にあるかを再認識し、その原因は種々あると思うが、教育的な努力と改善によって解決するものであるならば、今一層児童体位向上のため体育（保健）指導、保健体育施設、学校給食の再検討を加える必要があると思う

昭和33年度　**徴収実績**　9月30日現在

地区	税目	調定額	収入額	未収入額	収入歩合
		円	円	円	%
東宇治	府市民税	2.300.780	1.224.610	1.076.170	53.2
	固定資産税	6.518.820	3.026.290	3.492.530	46.4
	軽自動車税	207.720	95.340	112.380	45.9
	計	9.027.320	4.346.240	4.681.080	48.2
宇治	府市民税	2.954.320	1.554.840	1.399.480	52.6
	固定資産税	7.998.530	3.082.437	4.916.093	38.5
	軽自動車税	333.950	202.170	131.780	60.5
	計	11.286.800	4.839.447	6.447.353	42.9
槇島	府市民税	347.220	196.770	150.450	56.7
	固定資産税	2.052.620	930.420	1.122.200	45.3
	軽自動車税	30.350	11.730	18.620	38.6
	計	2.430.190	1.138.920	1.291.270	46.9
小倉	府市民税	1.212.910	766.310	446.600	63.2
	固定資産税	3.684.940	1.652.520	2.032.420	44.8
	軽自動車税	128.470	82.260	46.210	64.0
	計	5.026.320	2.501.090	2.525.230	49.8
大久保	府市民税	884.930	308.490	576.440	34.9
	固定資産税	2.542.620	971.200	1.571.420	38.2
	軽自動車税	92.010	46.660	45.350	50.7
	計	3.519.560	1.326.350	2.193.210	37.7
市外	固定資産税	2.165.580	974.760	1.190.820	45.0
法人	市民税	1.721.040	1.587.565	133.475	92.2
	固定資産税	56.394.800	49.191.790	7.203.010	87.2
	計	58.115.840	50.779.355	7.336.485	87.4
特別徴収分	府市民税	10.561.840	6.983.730	3.578.110	66.1
	たばこ消費税	6.345.510	6.345.510	0	100
	電気ガス税	8.948.484	8.948.341	143	100
	鉱産税	5.610	5.610	0	100
	木材引取税	31.264	31.264	0	100
小計	府市民税	19.983.040	12.622.315	7.360.725	63.2
	固定資産税	81.357.910	59.829.417	21.528.493	73.5
	軽自動車税	792.500	438.160	354.340	55.3
	たばこ消費税	6.345.510	6.345.510	0	100
	電気ガス税	8.948.484	8.948.341	143	100
	鉱産税	5.610	5.610	0	100
	木材引取税	31.264	31.264	0	100
合計		117.464.318	88.220.617	29.243.701	75.1
滞納繰越分		22.609.422	1.943.101	20.666.321	8.6
総計		140.073.740	90.163.718	49.910.022	64.4

宇治市長市内各域で
市政懇談会

池本市長、奥山助役は、今日迄に地区の要請或いは市の主催にもとづいて、六地蔵を皮切りに、三軒屋、木幡、小倉、大和田、伊勢田、槇島、広芝、大久保、笠取、開、莵道、広野、宇治お旅、薗林寺、専修院川東公民館等市内地各区で、市政懇談会を催し、京都市合併の利点について説明、市民の質問に解答するところがあった。

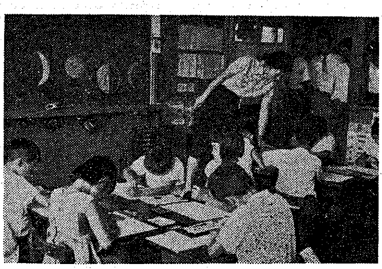

笠取小学校でへき地教育指導講座

文部省府教委主催の中部日本へき地教育研究会は九月十六日笠取小学校で第二分科会を催し、同校の理科授業を見学、講堂で討議を行った。（写真）

補充選挙人名簿の申請は二十一日から二十三日まで

十月三十日に宇治市長及び、市会議員の補欠選挙を、行う予定ですが、これについて、左記事項に御留意下さい。

一、この度の選挙には、先般当委員会より、調査しました九月十五日現在調の、名簿は使いませんので、「市長選挙及び、市会議員補欠選挙」の入場券を前もって、お届けしますが、もれた方は補充登録の申請が必要ですから御注意下さい。

二、これ等の補充登録の、申請受付期間については、左記の期間に行う予定ですから該当の方は、お忘れなく申請をして下さい。

記

一、十月二十一日より二十三日までの三日間
二、昭和十三年十月二十一日までに生れている人
三、昭和三十三年七月二十日中に宇治市に住んでいる人

宇治百話（24）

十三宝塔の再興

尊い福田海の奉仕

田中道隆

宇治市には、立派な十三重の石塔が二基、いづれも鎌倉時代のものが現存している。一つは白川金色院あとの畑の上にあり、その二つは、宇治川の河中、塔の島の中程に立っている。その形式は同巧のもので、一重の石の四方に彌陀、釈迦、大日、薬師の四仏の梵字を刻している。しかし、その造立の因縁において、規模において、その美術的価値において、したがって観光的効用において、塔の島の十三層塔こそは、石塔美術の頂点に立つと云って差支えないものであって、決して同日の談ではないのである。

◆

この塔は云うまでもなく、奈良西大寺の僧叡尊が、弘安年間、宇治橋を再興したとき、建立したもので、朝に乞うて網代を禁し、漁具をあつめて塔の下にうづめ、この造塔の功徳をもって魚類の精霊を回向したのである。

創建当時の規模は元より確かめる由もないけれども、河中に島を築き五丈の大石塔を建てゝ弘安九年の秋工事完成、橋供養と共に盛大な塔供養が行われたことがしるされてある。

塔の立つ島は、今日は一帯が中洲となっているが、橋寺の古図と云い筆者所持の宇治の名所絵図にみても、どうも築造の石堤ではなかったと思われる。さればこそ、建立后七十年後の正平十一年洪水で崩解（これを南部法華寺の尼、道秀が再興）慶長元年地震により傾斜（淀城主永井尚政慶安三年復元）宝暦六年洪水で転復等崩解たびたびに及んでいるのである。この宝暦の倒壊を今日の姿に復興したのは明治四十一年秋であった。

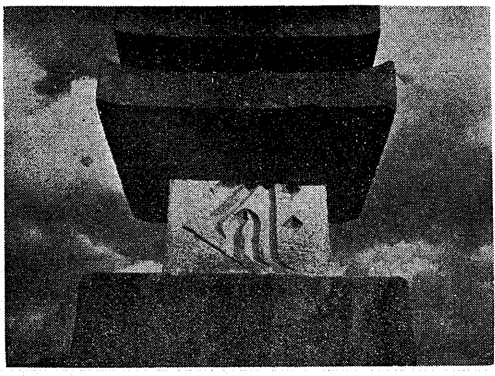

写真　十三塔（重用文化財）と西面弥陀の梵字

◆

明治再興の発起は橋寺住職岩城元随師で、明治十六年、二三の塔材を河中から発掘したのであるが何にしても莫大な経費を要することでもあり、住職一人の力では中止の止むなきに至った。徳孤ならずと云わうか、こゝに有力な支持者があらわれた。宇治町名望家岩井勘造氏は、元随師の意志に感じ、宇治の歴史と風光にこの名塔の再興を期し、后宇治町長となるや、「宇治名勝案内記」数万冊をひろく配布して、石塔の記事を収めた。この小冊子が縁となって、福田海が宝塔建立に協力することになった。

福田海は岡山県の多田青蓮師を主幹とする信仰団体で、それは今日の新興宗教などとは趣きを異にし、名誉や利慾から離れ、人しれず功徳を積み、身を節して得た浄財は護法のために投げ出すと云う風であった。着工金として二十円金貨五十枚、金一千円を岩井町長に取交、橋寺と氏神に参拝して再興の悲願へ起請したのは明治四十年一月十八日のことであった。

◆

いよ／＼二月九日から着手にかゝったが、西大寺興正菩薩を遷座して信徒達は斎戒もく浴、寒中素裸で川中に飛びこんで七八尺の土中から塔石を求めそれが一ケ月にも及ぶと云う有様で、ともかく九層の笠と相輪を除く全部を発掘し、建塔は四十年十一月三十日天長の佳節から基盤工事に着手、四十一年四月五日から基礎の石垣積にかゝり、興正菩薩像、刀剣、名鏡、等の宝器を納め、梵字を刻んだ塔身石には、如意輪観音像十三仏、等を奉安した。かくて二層三層と積み上げ八月廿日十三層の笠石を乗せ二十一日新調の相輪を上げて工を完終った時は万歳の声一時に挙って宇治の天地をゆるがしたと云うことである。

◆

かくて四十一年十月十五日から二十七日まで福田海願主によって、再興成就の大供養会が修せられ、未曽有の盛儀がくりひろげられたわけである。宛も宇治のシンボルの如く河中に聳立する十三重の石塔を仰いで、十数年の苦労をともにした関係者の喜びは、如何であっただろう。

信仰と美の尊い合掌、そして、求めざる無限の奉仕の美しさがこゝに立派に結実した。美の極致は宗教であり、宗教的価値は又美の極致に通づることをあらためてたしかめる次第である。今秋有志によって宝塔顕揚が行われると聞く。いさゝか明治再建の大概要を記した次第である。

（市広報係長）

拙文起草に「宇治塔の島」向井義彦著を参照した。

号外発行　十月五日付「京都市との合併問題について」号外を発行した。

全国製茶品評会

宇治市入賞決まる

今年の全国製茶品評会は、十月二十三日から三日間愛知県西尾市でひらかれるが、これに先立ち出品茶の審査会が行われた。

今年の出品は六百六十点のうち宇治市から煎茶一、玉露九、碾茶二十一、計三十一点で、左記十八点が入賞した。

煎茶　三等、堀井製茶場、

碾茶　二等、寺川太三郎
前川彌三郎
三等、山本博吉、古川嘉造
福井菊次郎、前川寅之助、日の出園、小林周一

玉露　一等、吉田喜三郎
吉田利喜三
小山政次郎
二等、石川檜次郎、北川光次
三等、松北園、堀井製茶場
石川檜一、北川兵太郎

メートル法完全実施の日迫る

来年一月一日からのメートル法完全実施の日も後二ケ月余に迫りました。

宇治市では、これに備えてのメートル法実施準備期間に入ってから、早くも二ケ月経ち、市民の皆さんには、もうメートル法に充分お慣れになったことと思います。

品物をお売りになる商店の市民の皆さん、品物をお買いになる消費者の市民の皆さんも、メートル法一本に頭を切り換え、換算ということは忘れていただいて、来年一月一日からはメートル法を完全に実施できるようにいたしましょう。

メートル法の計量単位

長さ	メートル、キロメートル
重さ	グラム、キログラム
容量	デシリットル、リットル キロリットル
広さ	平方メートル、アール、 ヘクタール

宇治市内（地区別、業種別）メートル法実施状況調　　S.33.8.12日現在

業種／実施の状況／地区別	青果		鮮魚		一般食料品		食肉		菓子		衣料品		実施店数	未着手店数	調査店数	実施割合 %
	施	未	施	未	施	未	施	未	施	未	施	未				
宇治橋通り	2	5	2	1	1	4		3	7	2	6	1	18	16	34	52.9
平等院通り		1			6	3			1	1			7	5	12	58.3
県通り		1		1		2			3				3	4	7	42.9
川東		2		3		1			2	3			2	9	11	18.2
莵道				1	1	1			1	4			2	6	8	25.0
五ケ庄	1	4	1	1		3		1	2	13		1	4	23	27	14.8
木幡										2				2	2	0
六地蔵		1		1		3				3				8	8	0
西町		2							1	1		2	1	5	6	16.7
神明		1								2				3	3	0
広野町		4		3		1		1	3	6	1	1	4	16	20	20.0
大久保町	1	1		1		4		3		6			1	15	16	6.3
伊勢田町		2								4				6	6	0
開町	1	3		2		4		3		3			1	15	16	6.3
小倉町									3	1			3	1	4	75.0
槇島町				2		1								3	3	0
実施店数	5		3		8				23		7		46			
未着手店数		27		16		27		11		51		5		137		
調査店数															183	
実施割合%	15.6		15.8		22.9		0		31.1		58.3					25.1

市税のあらまし ③

④ たばこ消費税

専売公社が本市内のたばこ小売人に売渡したたばこの小売定価に対し百分の十一の割合で公社に課します。今回自転車荷車税の廃止等に伴う税減収の補塡として百分の九から引上げられました。本市内のたばこ小売人の売上げが増加するようどうぞご協力下さい。

⑤ 電気ガス税

電気又はガス料金の百分の十の割合で、それぞれの料金とあわせて関西電力株式会社又は大阪ガス株式会社を通じて納付願っております。

⑥ 鉱産税

鉱業者がその掘採にかゝる鑛物の価格の百分の一を、その鉱業者に課していますが、本市内の該当者は一、二であります。

⑦ 木材引取税

この税は木材伐採後に素材を最初に引取った者に課税します。ただし伐採後三ヵ月以内に引取者がない場合は立木の所有者を引取者とみなし課税します。

税率は価格の百分の二（本年七月一日以降適用）であります今回の税法改正で百分の四から引下げられました。

なおこの税の徴収方法は、特別徴収の方法によらなければなりません。

この特別徴収義務者は、立木の所有者その他徴収の便宜を有する者を指定することになっております。いま假に立木の所有者が指定されたら税を納入する義務が発生しますので、売却代金と共に税相当額を買受人（引取者）から受領しておくことが必要であります。

ただし伐採後三ヵ月以内に引取者がないときは、立木の所有者が引取者となりますので申告納付をしていただきます。

⑧ 都市計画税

この税は目的税でありますので、都市計画法に基いて行う都市計画事業に要する費用に充てるためにのみ使用します。

本市内の土地及び家屋の価格に対し百分の〇、一五の率をもって課税し、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものであります。従って徴税令書は、固定資産税との合算額で表示されています、（内訳は一期分の令書に記載します）これは分離して納付することはできません。

原動機付自転車の標識

一齊付替実施

宇治市税務課では左記により原動機付自転車の標識（鑑札）の一斉付替を実施しますから、次の点に御注意の上必ずこの期間中に新標識の付替を受けて下さい。

今回の付替対象となる原動機付自転車は、総排気量が一二五ｃｃ以下のもの（通称バイク）のみ付替を行います。但し今年の七月一日以降に受けられた標識は、新しい標識を取付けましたから、今回の付替実施の対象にはなりません。

新しい標識の付替えは無料でありますが、旧標識を紛失された場合には再交付弁償金として五〇円也を徴収することになっています。

又軽自動車税を滞納されている場合は、先づ納税をしていただき完納後に新標識の付替を受けて下さい。

十月二十三日（木曜日）　小倉公民分館
十月二十四日（金曜日）　宇治市役所税務課
十月二十五日（土曜日）　宇治市役所税務課
十月二十六日（日曜日）　宇治市役所税務課
十月二十七日（月曜日）　旧東宇治出張所
十月二十八日（火曜日）　旧大久保出張所

付替時間は午前十時から午後四時までゞす。

尚此の期間中に付替の出来ない方は一日も早く市役所税務課へお越し下さい。

服装にも自主性を

パネルディスカシヨン　③

板倉照子

司会者「服装のこと」

小川「伊勢田は連合会の会服を、PTAの会合等にも利用するようにしています」

山名「会服はよいと思います」

石橋「大久保は会服を利用しています」

船川「小倉も会服にしたいと思っています」

藤井「すでに会服が出来ているのでせい／＼利用するようにしています。此頃の服装が派手すぎます。流行を追うのは無意味な事でそれは商売人に我々が踊らされているようなものです」

林「美しいと華美とは別で調和のとれた服装こそ美しいと言えましょう。マンボズボンは昔の車夫のようでいやですね」

橋本「私は子供に色彩感覚を教え調和のとれた落着いた服装をさせたいと思っています」

この時司会者の誘導で一般席より発言あり

「成人男子の夏の服装は開襟シャツでうすい地のズボンがよく、半[illegible]せん」

「小、中学生も半袖の開襟にしてほしいです。長袖をまくり上げるより、短袖を涼し気に着た方が見た目にも軽快でよいと思います」

今西主事「今年は短いスカートが流行のようですが、中年以上の婦人のスカートの短いのは見苦しいものです。日本人は流行を追う事のみで、自主性がありません。売防法実施による性のはけ口の困る時に、腋の下を出したり、パットを入れたりするのは止めてほしいと思います。個性を生かし、個性をのばす服装を皆がするようになりたいものです。そして外観よりも頭の内容の方が重大である事をもっと皆が自覚すべきだと思います。」一同拍手。

かくして午后からは各地区代表会員の意見発表に移り、結婚、内職、美容の問題から、子供を叱らずに育てる方法、公民館活動又夫亡きあと子供と共に世に敢闘する婦人の主張等、何れも自己の体験を通しての力強い叫び声が山深い谷間にこだまするかのように私等の心をゆさぶらずには居られませんでした。

終って全体討議は午前のパネルによる結論をもう一度再確認し次期婦人会活動の大きな指針を見出し、殊に、過日井戸端会議により、私等同性の「自殺」と云う、余りにも大きな犠牲の記事は、婦人として特に猛省され、今后井戸端会議にとりあげる問題は、婦人の教養を目ざますものであり、他人の私生活に干渉しないよう、互いに相手を尊重する事。井戸端会議が明朗な社会学研究の場となるよう、婦人会員は各地域のリーダ[illegible]

又、会服の利用を各々PTAとタイアップして強力に実施するよう努力する事等が再度討議されました。

かくて、思い／＼の収穫を胸に、山を下りる頃には、峰々の冷気が快よく私等の周囲に、たちこめておりました。（完）

市民の皆さん結核健康診断予防接種を一人のこらず必ず受けましょう

一実施日時と場所

月　日	時　　間	場　　所	担当機関
10月15日	午前9.30～正午 午后1.30～3.30	白川公民館 志津川公会堂	宇治保健所
10月16日	午前9.30～正午 午后1.30～3.30	折阪集会所 木幡開拓団	〃
10月17日	午前9.30～10.30 午前11.00～正午 午后1.30～3.30	西目川ポンプ場 東目川 槇島小学校	〃
10月20日	午前9.30～正午 午后1.30～3.30	野神日レ社宅 神明公民館	〃

右の実施区域以外の地区は、後日改めて計画を立て、実施致しますが、今回受けようと思われる方は、一人でも多く近接の実施場所で受けて下さい。

●右京区の身障者宇治市で研修会

京都市右京区身体障害者連合会では十月一日市内生長の家道場に集合、研修会を行った。奥山助役が挨拶に趣くとともに、尚市では不自由な方々に特に便宜を計るところがあった。

社教直言

▲電車が駅に到着すると、乗客がドアの前を塞ぐので、乗降がスムーズにゆかない。十分や十五分位立つているのはそれ程の苦痛ではない筈だが、人に先んじて座席を占めたがる。殊にどうかと思うのは、相当高い地位や教養の持主でも、こうした行為を敢えてしているのは、全く浅ましい限りである。いコセ／＼、イラ／＼、ヤキ／＼したこの頃の国民性をよく表現している。いくらせち辛い世の中でも、もう少しゆつたりした気持があつてもよさそうだ。

▲一外人記者が日本訪問の印象として、ラッシュ時の乗車風景を漫画で発[illegible]のけているのは、血気ざかりの若者で、女、子供、としよりは踏みにじられている。まさに弱肉強食そのもので、これが外人の目に写つた日本の印象とあつては、お恥しい限り

▲団体客の靴を並べながら「この頃は派手になつて、若い社員さんも社長さんや重役さんと、同じように上等の靴を穿いていやはる」と、旅館の女中がいつていた。靴に限らず身廻り品一切が、身分不相応になつている嫌いはないか、収入を度外視して高い生活をするので何処かに無理が生じる。そのうめ合わせを横領、窃盗などの悪手段で補うので、勢い若い世代にこうした非行が激増するのである。「貧乏人は麦飯を食え」というわけではないが、収入に応じた生活設計が、肝要ではないか。

▲[illegible]

沢放送をきこうと、ラジオのダイヤルを合わすと、興奮した聴衆の歓声で、皆目唄がきこえない。名手の唄を鑑賞するのでなく、男振りがよく、ノーブルなこの紳士を見て、興奮しているらしい。映画を見るにしても、真面目にその映画を鑑賞するでなく、出演する人気俳優だけが目的になつたり、大衆の集る雰囲気に浸つたり、その他の目的で座席が空いているのに、態と後に立つているなどは、何れも余り感心できない。

▲運動会シーズン、その後では例によつて慰労会が催される。それが豪勢なもので、子供の賞品代を上廻る費用がかゝつたり、そこに出席する校下の偉いさんの接待に気を遣つて、折角の慰労会が疲労会になるようなことがあつてはなりませぬ。　いまにし生

市連合遺族会

九月二十八日靖国寺で

市連合遺族会は九月二十八日午前十時、市内靖国寺に合同遺霊祭を催し遺族八百五十人が参集して、英霊の冥福を祈念したのち、午后会員の清興を行った。（写真）

宇治川水域採集作品展観終る

宇治久世地方科学教育研究会の主催による、宇治地方小中学生の夏休み採取作品は、二十七日から三日間菟道小学校体育館で展示され、児童父兄等多数が整理された作品を展観したが、二十九日優秀作品に対して受賞式が行われた。

ラジオ体操の表彰

宇治市と少年補導協議会

郵政省とNHKでは本年ラジオ体操の優良団体として宇治市と市少年補導研究協議会を表彰することになり、七日菟道二校で表彰式を行い、元ラジオ体操佐々野アナウンサーによってラジオ体操が行われ盛会であった。

天眼壁耳

小生今春京大に入学し現在まで半年間宇治に生活したのですが、河と山の自然の美しさを充分に有している宇治にすつかり魅了されてしまいました。

こゝで小生の言いたいのは、この美しく静かな町に何故風規を乱す様なこの土地に不似合な人達が多いのでしょうか、宇治橋通りは大都会の最も醜い部分を移して来たように思えるのはこの土地の観光客に悪い感情を与えることになるでしょう、市長さん、宇治全体を静かな美しい町にして下さる様お願いします。宇治の人達の生業の関係もあると思いますが、それでも現在は余りにも不想応に思います。

（宇治一学生より）

官公ニュース

まちを静かにしよう歩く人の協力が大切です

最近私たちの町では、騒音が日毎にはげしくなってきており、このため仕事の能率を妨げられたり、知らぬ間に、神経障害や生理障害などを起しております。

このような騒音をできるだけ少くして、私たちの健康を守り、静かな住みよい町とするため、去る六月から京都市で行っている。**まちを静かにする運動**を、十月二十二日から始る秋の交通安全運動実施を機会に、宇治市でも強力におしひろめることになりました。

この運動は、市民のみなさんが、お互いによく気をつけ合わなければ効果はあがりません。特に道を歩くみなさんが、正しい歩きかたをしなければ、この運動は成功いたしません。

私たちの町を静かにするため、運転手や道を歩く人、自転車に乗るみなさんは、例えば、次のようなことがらによく注意して〝まちを静かにする運動〟に十分御協力下さい。

◈車を運転するみなさん

次のようなときには、警笛を鳴らさないようにいたしましょう。

▲発車の合図や、あいさつ代りにするため
▲前車の発進をせかせるため
▲人をさけさせるため
▲無理な追越しをするため
▲曲り角を徐行しないで通るため
▲客引きをするため
▲物をのけさせるため

◈道を歩くみなさん

▲右側通行を守りましょう
▲車のすぐ前や、すぐ後の横断はやめましょう
▲斜めに横断することはやめましょう
▲横断歩道の近くでは、必ず横断歩道を通りましょう
▲横断は必ず左右をよく見て、安全をたしかめてから渡りましょう

◈自転車に乗るみなさん

▲道の左端を一列になって通りましょう
▲狭い道から広い道へ出るときは、必ず一たん止って、安全をたしかめてから出ましょう。

宇治警察署

建築物に関する消防の同意事務

最近建築物の新築等を行う場合道路の有無とか、道路と敷地の関係等について消防署の許可が必要の如くよく問合せがありますので、消防署の建築に関する同意事務について説明いたします。

宇治市で建築物の新築等を行う場合の許可又は確認事務を行うのは特定行政庁としての京都府知事でありますが、この許可又は確認をする場合は当市消防長（消防署長）の同意を得なければ許可とか確認をすることができないことが、消防法第九条と、建築基準法第九十三条に規定されております。したがって消防長（消防署長）はこの同意を求められた場合にその建築物の計画が法律又はこれに基く命令若くは条例の規定で建築物の防火に関することがらについて違反の有無を調査しその建築物に対して同意か、不同意かの行政事務を行うこととなりますので、前記の如き建築物を新築する場合の道路の有無とか、道路と敷地の関係等のことがらについては、特定行政庁が関係法令に基き許可又は確認をすることとなるのです。

府下七都市の昭和33年上半期
火災件数及損害額調査表

都市名	火災件数	損害額	一回当り損害額
京都市	294	282.508.155	960.912
舞鶴市	31	49.296.203	1.590.200
福知山市	14	942.700	67.336
宇治市	17	860.980	50.646
宮津市	8	4.576.000	572.000
綾部市	23	2.750.600	119.591
亀岡市	14	9.304.500	664.607
合計	401	350.239.138	873.414

参考(1)火災件数の多いのは市民の皆さんが小さいものでも知らして呉れるように成つたからです　(2)火災の件数に比較して損害の少くないことがそれをよく証明しています　(3)〃火の用心をしておやすみ〃のあいさつを今後も忘れず実行しましょう

宇治市消防本部